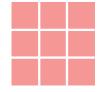
3//

平成 25 年 3 月 31 日 (社) 東京都リサイクル事業協会

111-0055 東京都台東区三筋 2-3-9-701 TEL:03-5833-1030 FAX:03-5833-1040

特集1



古紙持ち去り根絶対策

識別制度車両走りはじめる

回収車識別(ステッカー)の貼付車両が走りはじめました。

(社) 東リ協会では、古紙持ち去り行為を根絶させようと、他の6団体と協力し、持ち去り車両と正規 車両の識別を明確にする回収車識別(ステッカー)制度を昨年 11 月に開始しました。この度申請車両の 審査を経て3月27日に第1回目の登録車両が確定し、ステッカー貼付した車両が走りはじめました。以 下に概要を説明します。







写真提供:東多摩再資源化事業協同組合

■公表概要<第1回 平成25年3月27日公表>

実施主体

この制度の実施者は、「古紙持ち去り問題意見交 換会 です。以下の古紙関連団体を網羅した7団体 からなっています。

■古紙持ち去り問題意見交換会(7団体) 全国製紙原料商工組合連合会(全原連) 日本再生資源事業協同組合連合会(日資連) 関東製紙原料直納商工組合 (関東商組) 関東資源回収組合連合会(関資連) 東京都製紙原料協同組合(東京協組) 東京都資源回収事業協同組合(東資協) 社団法人東京都リサイクル事業協会((社)東 リ協会)

2. 登録車数

【7 団体構成員】……248 台

【7 団体非構成員】※……14 台 【計……262 台】 ※7団体非構成員には、7団体構成員の推薦事 業者が併記されています。

3. 登録車両の仕様

登録車両は以下のようなステッカーを回収車両に 貼付しています。



4. 公表方法

本制度は申請車両に対して過去の条例違反等の履 歴チェックを経て、登録し、登録車両を構成団体の ホームページを通じて公表することになっていま す。また、登録中に条例違反等の事実が判明次第、

【 <特集1 >識別制度車両走りはじめる

■ 自治体の「古紙持ち去り根絶車識別(ステッカー)制度」の活用例

<特集2>古紙の禁忌品(三悪)分別にご協力下さい

2頁

リサイクル適性(A)



順次登録抹消者を同様に公表する制度となっていま す。登録車両名等の情報は以下の関係団体のホーム ページにて公表しております。

【登録事業者の公表(ホームページURL】

●全原連・関東商組 http://kantoushoso.com/

●日資連・関資連 http://www.nisshiren.com/

●東京協組 http://www.kosi-tokyo.or.jp/

●東資協 http://www.toushikyo.or.jp/

●(社)東リ協会 http://www.torikyokai.org/

5. 今後の予定

現在約300台の車両が登録審査段階にあり、5 月中をめどに第2回目の登録車公表をする予定です。

6. 制度の活用方法

この公表制度は、市民や自治体関係者の方に多角的にご活用をいただき、行政回収だけでなく、集団回収や新聞販売店回収・チラシ回収等の古紙リサイクル事業全般の信頼性を確保することを目的としております。次に掲げる活用法をご参考に本制度をご利用いただきたくお願い申し上げます。



制度のその他活用法についてその他持ち去り根絶についての古紙持ち去り問題意見交換会へのご相談等ございましたら、下記関係事務局までご一報をお願いします。

【お問い合わせ先】

●関東商組事務局
●日資連事務局
●(社)東リ協会事務局
TEL: 03-3833-4105
TEL: 03-3263-9101
TEL: 03-5833-1030

自治体の「古紙持ち去り根絶車識別(ステッカー)制度」の活用例

東大和市が集団回収事業者協定の登録要件に

古紙持ち去り問題意見交換会が開始した古紙持ち去り根絶車識別(ステッカー)制度は、古紙持ち去り業者の締め出しを目的としたリサイクル業界による優良業者の認定制度です。この度、東大和市では、平成25年度集団回収事業の登録事業者に対して、同識別制度への申請登録を新たな要件として加えました。

これまで同市では、集団回収団体から回収する事業者と「資源物集団回収に関する協定書」(毎年度更新)を締結し集団回収事業を行ってきました。ところが、市内では集団回収のみならず行政回収においても古紙持ち去り行為は後を絶たないばかりか、昨年には東京都資源回収事業協同組合等の調査によって近隣に立地する古紙問屋1社が古紙持ち去り行為に関与していることが明らかになったところで

す。

同市が交わす協定書には、集団回収実施に際して 不正行為があった際には協定の取り消しが規定され ていましたが、こと持ち去り行為に関しては事実の 現認を徹底するには限界があり、優良事業者と持ち 去り関与事業者との明確な判別ができないのが実情 でした。そこで、平成25年度の協定から、リサイ クル業界団体の審査を経た同識別制度の活用を協定 の登録要件にされたものです。

このことで、同市の集団回収事業に携わる協定を 締結した回収事業者からは古紙持ち去り関与者を確 実に排除する効果が期待されるところです。

古紙持ち去り問題意見交換会としては、できるだけ多くの自治体が同市の取り組みをご参考にされ本識別制度をご活用いただき、古紙持ち去り業者根絶の取り組みが社会的に拡大していくことを願っています。

特集己

古紙の三大禁忌品分別にご協力下さい

日頃は古紙の分別排出にご協力いただきありがとうございます。

古紙リサイクルに出す際、禁忌品として特に気にかけていただきたい三品目があります。

近年製紙メーカーの抄紙技術の進歩とともに、偶然紛れ込む紙以外の異物の多くは除去可能となってまいりました。

しかし、紙繊維に混じり込む性質をもつ異物の場合、 製紙メーカーの装置で洗浄・漂白等が全く効かないイン キ等があります。これらの禁忌品はほんのわずかな混入 で大量の不良品が出てしまったり、製品化されたときに はじめて問題現象として現れる等とてもやっかいなもの です。

分別の際は特にご配慮いただき、みかけたら迷わず焼 却処分ルートへ出していただきますようお願いします。



■古紙再生に適さない禁忌品一覧

ご参考までに古紙禁忌品の一覧は以下のとおりです。



(1) アイロンプリント紙※

※昇華性インクで印刷された使用済み転写紙のことです。

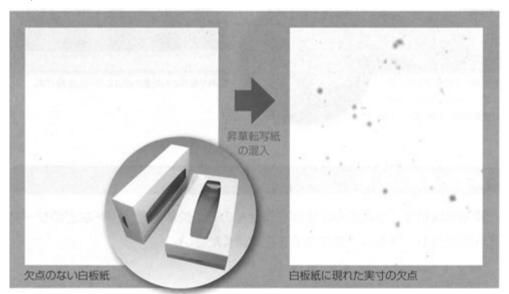
事例

ハンドバックや靴等の製品が入った詰め物(緩衝材)に使用済みアイロンプリント紙が再利用されていることがあります。過去には少年雑誌の付録でキャラクターのアイロンプリント紙が綴じ込みされていたことがあります。

原因・問題現象 🌂

アイロンで布等に転写した後でも昇華性インクが残っており、これが白板紙等に用いられると、常温で徐々に染みわたって数ヶ月後に製品化された紙の表面にカビのように現れてしまいます。

例えば菓子箱に入り込んだ場合、出荷時には問題なくても、お客さまが購入する時に現出してきてしまうケース等が考えられます。



*白板紙…ティシュ、日用雑貨、食品のパッケージなどに使用され、多層にすき合わされた構造になっています。

資料:(公財) 古紙再生促進センター

● ご協力下さい ●

アイロンプリント紙はたとえ使用済みでも昇華性インクが残っています。また、袋物等の詰め物(緩衝材)となっていた薄柄等のついた紙はアイロンプリント紙が疑われます。それらは古紙として扱わず必ず焼却ごみへの排出をお願いします。



カバンの詰め物に使われた例

資料:(公財) 古紙再生促進センター

(2) 感熱性発泡紙

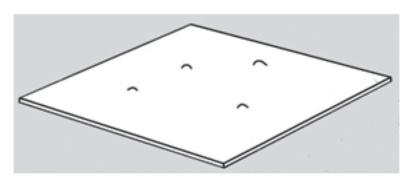
主として点字用紙に用いられ、熱をあてると膨らむ性質があり立体コピー紙ともいわれるものです。

問題現象

古紙に混じると、製紙工程で熱に反応し、凸凹が製品化された紙に現れてしまいます。

● ご協力下さい ●

紙に凸凹があるものを見つけた時は、感熱性発泡紙が疑われます。それらは再生に適しませんので必ず焼却 ごみへの排出をお願いします。



紙の表面が凸凹となってしまう 資料:(公財)古紙再生促進センター

(3) においのついた紙

洗剤やせっけん化粧品の箱や包装紙、線香や蚊取り線香の箱、芳香紙、薬品や香料等のにおいがしみついた 紙が対象となります。

問題現象

におい物質は、古紙処理工程で完全に脱臭ができません。このため製品化された段ボール箱や紙箱等ににおいが残ってしまい、時間の経過とともに中身や商品ににおいが移り風味を損ねるトラブルのもととなります。

ご協力下さい●

においのこびりついた紙は再生に適しませんので、必ず焼却ごみへの排出をお願いします。



港区の再生資源のリサイクルを支えて15年。

平成9年の設立以来、私たちは港区内のびん・缶やペットボトルの回収をはじめみなと資源化センターの運営業務を港区より受託し、資源ごみの回収・加工・売却を経て日々めまぐるしく変わる商業地域の変化や、大型マンションの急激な増加にも柔軟に対応し港区が目指す資源循環型社会の実現へ貢献してまいりました。

また、学校における環境教育のお役に立てていただけるよう、毎年港区区内の幼稚園、小学校、中学校に回収済みの古紙で製造しましたティッシュペーパーを配布しており平成21年からは区の住民の皆様、学校、事業所の皆様からのご協力をいただきましてペットボトルのキャップを集め、その売上金をユニセフ駐日事務所へ寄付しております。

私たちはこれからも資源循環型社会から一歩先を目指す組織であり続けたいと思っております。



港区小規模事業所リサイクルシステム推進協議会港区リサイクル事業協同組合

事務局 〒108-0072 東京都港区白金5-13-6 電話 03-3442-2141 FAX 03-3442-0351



製紙原料商社

三弘紙業株式会社

代表取締役会長 上田雄健 代表取締役社長 上田晴健 本社〒113-0033 東京都文京区本郷1-30-17 ☎(03) 3816-1171(代) http://www.sankopaper.co.jp

フエニックスリサイクルセンター **(**03) 5689-0681 白山営業所 文京区白山 3-1-6 **2** (03) 3955-4166 板橋営業所 板橋区大谷口北町 6 朝霞営業所 朝霞市泉水 1-8-21 **(**048) 464-5255 **2** (042) 691-0221 八王子営業所 八王子市宮下町 54-1 相模原営業所 相模原市緑区西橋本 1-19-19 **(**042) 773-1194 **2** (048) 284-5501 鳩ケ谷営業所 川口市南鳩ヶ谷 6-11-1 **(048)** 445-4546 戸田営業所 戸田市下笹目矢口 165-1 さいたま市中央区円阿弥 5-4-7 2 (048) 852-6456 大宮営業所 **2** (0545) 34-1870 吉原営業所 富士市江尾字中原 135-2 **2** (0480) 66-1601 加須営業所 加須市大桑 2-12-1 みかもリサイクルセンター 佐野市田島町 236-1 **(**0283) 27-3375 **2** (055) 965-3523 裾野営業所 裾野市今里 542-7 昭島営業所 昭島市松原 2-3-17 **2** (042) 544-3004 静岡営業所 静岡市駿河区中島 613-1 **2** (054) 281-7176



古紙持ち去り根絶回収車識別制度のステッカー貼付車両が市中を走りはじめました。制度を告知してから約半年かかりました。業界独自の登録制度とはいえ、もし登録車が持ち去りに関与していたら、制度の信頼性に関わる問題ゆえ、審査等にはとりわけ時間を要しました。

古紙持ち去り問題意見交換会では、業界インサイダーの回収車両数を5千台弱と推定しております。5月中には約3百台が追加登録の見込みで、これで古紙回収車両の1割を占めることとなります。

本制度は緒についたばかりですが、ステッカー貼付のない古紙回収車は古紙持ち去りが疑われるとの社会的ムードが形成されることを願っております。また、行政機関各位におかれましては、記事でご紹介した東大和市のように、古紙リサイクルから不正をなくす仕組みづくりに本制度をご活用いただければ幸甚です。

₩e♥りさいくる 第22号

発行日:平成25年3月31日

発行人:上田雄健 編集人:永田博孝

発行所:(社)東京都リサイクル事業協会

111-0055 東京都台東区三筋 2-3-9-701 TEL:03-5833-1030 FAX:03-5833-1040

http://www.torikyokai.org

印刷所:惠友印刷(株)